

政 委 第 6 号
平成 27 年 2 月 25 日

内 閣 総 理 大 臣
安 倍 晋 三 殿

文 部 科 学 大 臣
下 村 博 文 殿

厚 生 労 働 大 臣
塩 崎 恭 久 殿

経 済 産 業 大 臣
宮 沢 洋 一 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣が所管する
独立行政法人に係る平成 27 年度から始まる中長期目標案について（意見）

当委員会は、平成 27 年 1 月 30 日付けをもって意見の求めのあった標記について、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）による改正後の独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 3 項及び改正法附則第 2 条第 1 項に基づき、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

**内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣所管
独立行政法人の平成 27 年度から始まる中長期目標案についての意見**

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣所管の独立行政法人 1 法人（日本医療研究開発機構）に係る平成 27 年度から始まる中長期目標案について、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）による改正後の独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「改正後通則法」という。）第 35 条の 4 第 3 項及び改正法附則第 2 条第 1 項に基づく当委員会の意見は、以下のとおりである。

【各法人共通】

（目標の重要度、優先度及び難易度について）

- 「独立行政法人の目標策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標策定指針」という。）では、達成が難しいような「チャレンジングな目標」を定めることを容易とし、また、法人の長のマネジメント向上につなげる等のため、重要度、優先度及び難易度が異なる目標については、重要度、優先度及び難易度が高い旨及びその理由を明確に記載することとされている。

また、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価指針」という。）では、目標で難易度が高いと設定された項目に限り項目別評価において評価を一段階引き上げることにについて考慮する旨及び目標であらかじめ重要度が高いとされた項目について総合評価において考慮する旨が規定されており、目標策定時に設定する重要度、優先度及び難易度を利用してメリハリのある評価を可能とする仕組みを設けている。

今回、ごく一部の法人については目標項目に重要度、優先度及び難易度が設定されているが、その他の法人についてはこれらの設定がない。

したがって、主務大臣は、目標策定指針及び評価指針の趣旨を踏まえ、法人や業務の特性に応じ適切に、目標項目に重要度、優先度及び難易度を付す必要がある。

（研究開発の事務及び事業に係る評価軸及び評価軸と関連する指標等について）

- 目標策定指針では、研究開発の事務及び事業に係る目標について、「目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する」、「法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する」とされている。

また、評価指針では、中（長）期目標の策定時に設定した「評価軸を基本として評価を行う」とされ、評価書には「評価軸、用いた評価指標、モニタリング指標」

を記載するものとされている。

評価軸及び評価軸と関連する指標等は、研究開発の事務及び事業の評価に当たり目標と実質的に一体的な要素であり、評価に際して基本となるものである。

しかし、今回、評価軸及び評価軸と関連する指標等（定量的指標に係る達成水準や基準値（過去の実績値等）を含む。）が明記されている法人はごく一部にとどまっている。その他の法人については、評価軸及び指標等の記載はあるものの定量的指標の達成水準等までは書かれていないもの、中（長）期目標と別に評価軸及び指標等を定めるとするのみで目標と評価軸及び指標等との関係を明らかにしておらず、かつ、定量的指標の達成水準等も設定していないものがあり、これらについては、評価の際に、評価指針に基づき評価軸を基本とした適切な評価を行うことができないおそれがある。

以上を踏まえ、①目標策定指針に基づき評価軸及び指標等を適切に設定するとともに、②設定した評価軸及び指標等については原則として中（長）期目標に書き込むこととし、③評価軸及び指標等を別に定める場合には、それらの評価軸及び指標等と目標との関連を中（長）期目標中で明記しておく必要がある。また、④定量的指標の設定に当たっては、当該指標の達成水準等の具体的な数値を明記することが必要である。

（内部統制について）

- 独立行政法人における内部統制とは、「中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」である（「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について）（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知。以下「内部統制に関する行政管理局長通知」という。）。

内部統制については、改正後通則法第 28 条第 2 項により業務方法書に明記することとされており、業務方法書に記載すべき内部統制に関する具体的な事項は、内部統制に関する行政管理局長通知により示されている。

改正後通則法に基づく新制度においては、中（長）期目標の達成に向けた法人の長の下での自律的な法人運営の P D C A サイクルは、運営費交付金の収益化基準としての業務達成基準、一定の事業等のまとまりごとにセグメント区分された財務情報、これらに対応する内部統制システムの整備の三者があいまって初めて機能するものとなる。そのためには、単に業務方法書に内部統制の事項を記述するだけでなく、中（長）期目標で設定される一定の事業等のまとまりごとに、法人の長が内部統制の実態を継続的に把握し、業務方法書に記載された事項が適切に運用されているか検証・確認し改善することで、内部統制を継続的かつ有効に機能させていくことが必要である。また、主務大臣による目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえれば、主務大臣が法人の内部統制の確

立について適切に目標を定め、法人における当該目標の達成状況について適正かつ厳正に評価することが必要である。

今回、いずれの法人についても内部統制に係る目標の記載はあるが、上記を踏まえ、以下について目標として明記する必要がある。

- ① 各法人における内部統制システムの整備に当たっては、内部統制に関する行政管理局長通知に基づき法人の業務方法書に記載された事項の実施に必要な具体的内容を法人の内部規程等において具体化すること。
- ② 法人の内部統制に責任を有する法人の長が内部統制の実態を継続的に把握し、内部統制が機能していないと認められる場合は、法人においてその原因等を分析し評価した上で必要な見直しを行うこと。

さらに、主務大臣としては、法人の実態を踏まえ、内部統制の充実・強化を図るためのより具体的かつ定量的な目標を中（長）期目標において定める必要がある。その際、特に過去に内部統制の不備等を理由とした不祥事案件が発生している法人については、今後、同様の不祥事案件の再発を招くことのないよう、過去の不祥事案件の態様、法人や業務の特性等に応じて内部統制システムを有効に機能させることについて具体的な達成目標を策定する必要がある。

なお、仮に法人や業務の特性等により主務大臣において定量的な目標を定めることが困難である場合には、法人が達成すべき具体的な目標を中（長）期目標で定めるとともに、当該目標を達成するための定量的な指標とその水準を法人が中（長）期計画で明らかにすることを目標として明記しておく必要がある。

(運営費交付金及びセグメント情報の開示について)

- 主務大臣の下における中（長）期目標のPDCAサイクルを十分に機能させるためには、法人の長の下での自律的な法人運営のPDCAサイクルが機能することが前提となる。そのためには、法人内部において管理会計の発想を踏まえた体制を整備するとともに、財務情報を活用した業績評価の仕組みを導入することが必要である。したがって、以下のとおり、運営費交付金及びセグメント情報の開示について適切な目標を定める必要がある。

- ・ 運営費交付金については、改正後通則法第 46 条第 2 項により、法令の規定及び中期計画等に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならないとされた。これを受け、平成 27 年 1 月 27 日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」が改訂され、運営費交付金の収益化基準として業務達成基準が原則とされたところである。

業務達成基準により収益化を行う場合、収益化単位の業務ごとの予算と実績を管理する体制を構築することが必要となる。こうした管理体制を構築することは、収益化単位の業務ごとの予算と実績の比較分析を通じて、法人の長による法人運

営のPDCAサイクルを可能にし、これにより会計情報を用いたマネジメントの実現に貢献するものである。

さらに、法人において予算と実績の比較分析が適切に行われることにより、生じた利益が経営努力によって生じたものであることの合理的な説明が可能となり、その結果、経営努力が一層促進され、自主的、自律的な運営につながることを期待される。

なお、以上の考え方は、法人分類によって異なるものではない。

今回、一部の法人について運営費交付金債務残高についての目標が定められているが、上記の制度改革の趣旨を踏まえた目標が策定されている法人はない。

このため、主務大臣は、運営費交付金の収益化基準として業務達成基準が原則とされた趣旨を踏まえ、収益化単位ごとの予算と実績を管理する体制を構築することを目標として明記する必要がある。

- ・ 上記の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂により、目標策定及び評価における財務情報の有用性を担保する観点から、目標策定指針における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示することとされた。セグメント情報を含む財務情報の開示状況は、会計監査人や監事により監査されるものであるが、当該監査の結果は、法人の自己評価及び主務大臣の業務実績評価に活用されることとなる。

今回、セグメント情報の開示については、ごく一部の法人について目標が定められるのにとどまっており、ほとんどの法人については全く定めがない。

国民にとって分かりやすい法人運営の実現・透明性の確保を図るためにも、主務大臣による目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、法人において従前よりも詳細な開示をすることが必要である。このため、具体的には、中（長）期目標における一定の事業等のまとまりごとの財務情報のほか、必要に応じて、法人や業務の特性に応じた施設別セグメント情報、研究分野別セグメント情報を開示することについて、目標として明記する必要がある。

（業務運営の効率化について）

- 業務運営の効率化に関する目標について、目標策定指針では、「原則として定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する」、「やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成状況を具体的かつ明確に定める」とされている。

今回、多くの法人について数値目標の定めがあるが、いずれも基準となる実績値や当該数値目標を定めた考え方が記載されていないため、当該数値目標の水準が適切なものであるかどうか不明確であり、評価の際に当該数値目標の達成状況の妥当性を判断することが困難である。

このため、目標策定指針に基づき、数値目標の基準となる実績値等についても具体的かつ明確に記載するとともに、数値目標の水準が安易なものであることが明らかとなった場合は、改めて適切な水準の数値目標を設定する必要がある。

(自己収入の確保等について)

- 財務内容の改善に関する事項について、目標策定指針では、「原則として、定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する」、「やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める」とされている。

今回、一部の法人について自己収入の確保等について目標の記載があるが、これらの法人についても定量的な目標は策定されておらず、基準となる実績値等の記載もない。

このため、目標策定指針に基づき、各法人の自己収入の確保等に関する目標について「定量的な目標」を定めるとともに、その「基準となる実績値等」を明記する必要がある。また、やむを得ず定性的な目標を定める場合には、当該目標に関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準について、具体的かつ明確に定める必要がある。

(保有資産について)

- 保有資産については、「目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」（平成26年9月2日付け総管査第254号総務省行政管理局長通知）の別紙1「目標策定の際に考慮すべき視点」（以下「考慮すべき視点に関する行政管理局長通知」という。）において、保有資産の「保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適正性、有効利用の観点から十分に検討した上で目標を策定する」とされている。

このため、保有資産について目標を定める法人については、考慮すべき視点に関する行政管理局長通知を踏まえ、中（長）期目標期間における法人の基本的な方針として、保有資産の有効活用の推進及び不断の見直しを行うこと、保有する必要性がなくなったものについての処分等について明記する必要がある。

政 委 第 6 号
平成 27 年 2 月 25 日

文 部 科 学 大 臣
下 村 博 文 殿

経 済 産 業 大 臣
宮 沢 洋 一 殿

原 子 力 規 制 委 員 会 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委 員 長 岡 素 之

文部科学大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会が所管する
独立行政法人に係る平成 27 年度から始まる中長期目標案について（意見）

当委員会は、平成 27 年 1 月 30 日付けをもって意見の求めのあった標記について、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）による改正後の独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 3 項及び改正法附則第 2 条第 1 項に基づき、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

文部科学大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会所管独立行政法人の 平成 27 年度から始まる中長期目標案についての意見

文部科学大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会所管の独立行政法人 1 法人（日本原子力研究開発機構）に係る平成 27 年度から始まる中長期目標案について、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）による改正後の独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「改正後通則法」という。）第 35 条の 4 第 3 項及び改正法附則第 2 条第 1 項に基づく当委員会の意見は、以下のとおりである。

【各法人共通】

（目標の重要度、優先度及び難易度について）

- 「独立行政法人の目標策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標策定指針」という。）では、達成が難しいような「チャレンジングな目標」を定めることを容易とし、また、法人の長のマネジメント向上につなげる等のため、重要度、優先度及び難易度が異なる目標については、重要度、優先度及び難易度が高い旨及びその理由を明確に記載することとされている。

また、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価指針」という。）では、目標で難易度が高いと設定された項目に限り項目別評価において評価を一段階引き上げることにについて考慮する旨及び目標であらかじめ重要度が高いとされた項目について総合評価において考慮する旨が規定されており、目標策定時に設定する重要度、優先度及び難易度を利用してメリハリのある評価を可能とする仕組みを設けている。

今回、ごく一部の法人については目標項目に重要度、優先度及び難易度が設定されているが、その他の法人についてはこれらの設定がない。

したがって、主務大臣は、目標策定指針及び評価指針の趣旨を踏まえ、法人や業務の特性に応じ適切に、目標項目に重要度、優先度及び難易度を付す必要がある。

（研究開発の事務及び事業に係る評価軸及び評価軸と関連する指標等について）

- 目標策定指針では、研究開発の事務及び事業に係る目標について、「目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する」、「法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する」とされている。

また、評価指針では、中（長）期目標の策定時に設定した「評価軸を基本として評価を行う」とされ、評価書には「評価軸、用いた評価指標、モニタリング指標」

を記載するものとされている。

評価軸及び評価軸と関連する指標等は、研究開発の事務及び事業の評価に当たり目標と実質的に一体的な要素であり、評価に際して基本となるものである。

しかし、今回、評価軸及び評価軸と関連する指標等（定量的指標に係る達成水準や基準値（過去の実績値等）を含む。）が明記されている法人はごく一部にとどまっている。その他の法人については、評価軸及び指標等の記載はあるものの定量的指標の達成水準等までは書かれていないもの、中（長）期目標と別に評価軸及び指標等を定めるとするのみで目標と評価軸及び指標等との関係を明らかにしておらず、かつ、定量的指標の達成水準等も設定していないものがあり、これらについては、評価の際に、評価指針に基づき評価軸を基本とした適切な評価を行うことができないおそれがある。

以上を踏まえ、①目標策定指針に基づき評価軸及び指標等を適切に設定するとともに、②設定した評価軸及び指標等については原則として中（長）期目標に書き込むこととし、③評価軸及び指標等を別に定める場合には、それらの評価軸及び指標等と目標との関連を中（長）期目標中で明記しておく必要がある。また、④定量的指標の設定に当たっては、当該指標の達成水準等の具体的な数値を明記することが必要である。

（内部統制について）

- 独立行政法人における内部統制とは、「中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」である（「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知。以下「内部統制に関する行政管理局長通知」という。）。

内部統制については、改正後通則法第 28 条第 2 項により業務方法書に明記することとされており、業務方法書に記載すべき内部統制に関する具体的な事項は、内部統制に関する行政管理局長通知により示されている。

改正後通則法に基づく新制度においては、中（長）期目標の達成に向けた法人の長の下での自律的な法人運営の P D C A サイクルは、運営費交付金の収益化基準としての業務達成基準、一定の事業等のまとまりごとにセグメント区分された財務情報、これらに対応する内部統制システムの整備の三者があいまって初めて機能するものとなる。そのためには、単に業務方法書に内部統制の事項を記述するだけでなく、中（長）期目標で設定される一定の事業等のまとまりごとに、法人の長が内部統制の実態を継続的に把握し、業務方法書に記載された事項が適切に運用されているか検証・確認し改善することで、内部統制を継続的かつ有効に機能させていくことが必要である。また、主務大臣による目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえれば、主務大臣が法人の内部統制の確

立について適切に目標を定め、法人における当該目標の達成状況について適正かつ厳正に評価することが必要である。

今回、いずれの法人についても内部統制に係る目標の記載はあるが、上記を踏まえ、以下について目標として明記する必要がある。

- ① 各法人における内部統制システムの整備に当たっては、内部統制に関する行政管理局長通知に基づき法人の業務方法書に記載された事項の実施に必要な具体的内容を法人の内部規程等において具体化すること。
- ② 法人の内部統制に責任を有する法人の長が内部統制の実態を継続的に把握し、内部統制が機能していないと認められる場合は、法人においてその原因等を分析し評価した上で必要な見直しを行うこと。

さらに、主務大臣としては、法人の実態を踏まえ、内部統制の充実・強化を図るためのより具体的かつ定量的な目標を中（長）期目標において定める必要がある。その際、特に過去に内部統制の不備等を理由とした不祥事案件が発生している法人については、今後、同様の不祥事案件の再発を招くことのないよう、過去の不祥事案件の態様、法人や業務の特性等に応じて内部統制システムを有効に機能させることについて具体的な達成目標を策定する必要がある。

なお、仮に法人や業務の特性等により主務大臣において定量的な目標を定めることが困難である場合には、法人が達成すべき具体的な目標を中（長）期目標で定めるとともに、当該目標を達成するための定量的な指標とその水準を法人が中（長）期計画で明らかにすることを目標として明記しておく必要がある。

(運営費交付金及びセグメント情報の開示について)

- 主務大臣の下における中（長）期目標のPDCAサイクルを十分に機能させるためには、法人の長の下での自律的な法人運営のPDCAサイクルが機能することが前提となる。そのためには、法人内部において管理会計の発想を踏まえた体制を整備するとともに、財務情報を活用した業績評価の仕組みを導入することが必要である。したがって、以下のとおり、運営費交付金及びセグメント情報の開示について適切な目標を定める必要がある。

- ・ 運営費交付金については、改正後通則法第46条第2項により、法令の規定及び中期計画等に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならないとされた。これを受け、平成27年1月27日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」が改訂され、運営費交付金の収益化基準として業務達成基準が原則とされたところである。

業務達成基準により収益化を行う場合、収益化単位の業務ごとの予算と実績を管理する体制を構築することが必要となる。こうした管理体制を構築することは、収益化単位の業務ごとの予算と実績の比較分析を通じて、法人の長による法人運

営のPDCAサイクルを可能にし、これにより会計情報を用いたマネジメントの実現に貢献するものである。

さらに、法人において予算と実績の比較分析が適切に行われることにより、生じた利益が経営努力によって生じたものであることの合理的な説明が可能となり、その結果、経営努力が一層促進され、自主的、自律的な運営につながることを期待される。

なお、以上の考え方は、法人分類によって異なるものではない。

今回、一部の法人について運営費交付金債務残高についての目標が定められているが、上記の制度改革の趣旨を踏まえた目標が策定されている法人はない。

このため、主務大臣は、運営費交付金の収益化基準として業務達成基準が原則とされた趣旨を踏まえ、収益化単位ごとの予算と実績を管理する体制を構築することを目標として明記する必要がある。

- ・ 上記の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂により、目標策定及び評価における財務情報の有用性を担保する観点から、目標策定指針における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示することとされた。セグメント情報を含む財務情報の開示状況は、会計監査人や監事により監査されるものであるが、当該監査の結果は、法人の自己評価及び主務大臣の業務実績評価に活用されることとなる。

今回、セグメント情報の開示については、ごく一部の法人について目標が定められるのにとどまっており、ほとんどの法人については全く定めがない。

国民にとって分かりやすい法人運営の実現・透明性の確保を図るためにも、主務大臣による目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、法人において従前よりも詳細な開示をすることが必要である。このため、具体的には、中（長）期目標における一定の事業等のまとまりごとの財務情報のほか、必要に応じて、法人や業務の特性に応じた施設別セグメント情報、研究分野別セグメント情報を開示することについて、目標として明記する必要がある。

（業務運営の効率化について）

- 業務運営の効率化に関する目標について、目標策定指針では、「原則として定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する」、「やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成状況を具体的かつ明確に定める」とされている。

今回、多くの法人について数値目標の定めがあるが、いずれも基準となる実績値や当該数値目標を定めた考え方が記載されていないため、当該数値目標の水準が適切なものであるかどうか不明確であり、評価の際に当該数値目標の達成状況の妥当性を判断することが困難である。

このため、目標策定指針に基づき、数値目標の基準となる実績値等についても具体的かつ明確に記載するとともに、数値目標の水準が安易なものであることが明らかとなった場合は、改めて適切な水準の数値目標を設定する必要がある。

(自己収入の確保等について)

- 財務内容の改善に関する事項について、目標策定指針では、「原則として、定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する」、「やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める」とされている。

今回、一部の法人について自己収入の確保等について目標の記載があるが、これらの法人についても定量的な目標は策定されておらず、基準となる実績値等の記載もない。

このため、目標策定指針に基づき、各法人の自己収入の確保等に関する目標について「定量的な目標」を定めるとともに、その「基準となる実績値等」を明記する必要がある。また、やむを得ず定性的な目標を定める場合には、当該目標に関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準について、具体的かつ明確に定める必要がある。

(保有資産について)

- 保有資産については、「目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」（平成26年9月2日付け総管査第254号総務省行政管理局長通知）の別紙1「目標策定の際に考慮すべき視点」（以下「考慮すべき視点に関する行政管理局長通知」という。）において、保有資産の「保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適正性、有効利用の観点から十分に検討した上で目標を策定する」とされている。

このため、保有資産について目標を定める法人については、考慮すべき視点に関する行政管理局長通知を踏まえ、中（長）期目標期間における法人の基本的な方針として、保有資産の有効活用の推進及び不断の見直しを行うこと、保有する必要性がなくなったものについての処分等について明記する必要がある。

上記のほか、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【日本原子力研究開発機構】

- 目標策定指針では、業務運営に関する重要事項に関する目標について、法人の業務運営や法人への信頼性の確保に大きな影響を及ぼすと考えられるリスク管理体制、コンプライアンス、安全管理等について、その特性に応じ、具体的かつ明確に目標を策定することとされている。

本法人においては、「もんじゅ」の保守管理上の不備の問題やJ-PARC事故等を受け、これまで、安全を最優先とした組織を目指して組織や業務の改革を行ってきたが、各施設における放射性物質の漏えいや火災、監視設備の点検の不備、「もんじゅ」の未点検機器の解消状況等に関する報告の誤りなど、原子力に関する研究開発を実施する機関として起こしてはならない事例が後を絶たず、組織の内部統制の仕組みや研究開発に関するマネジメントを強化し、安全を確保しつつ効率的に研究開発成果を最大化することにより国民の信頼を回復することが喫緊の課題となっている。

これに関し、本法人の中長期目標案では、①安全性を最優先とした業務運営については、「機構の全ての役職員が自らの問題として安全最優先の意識を徹底」、「所有する施設及び事業に関わる安全確保並びに核物質等の適切な管理を徹底」等の記載があり、また、②内部統制の強化については、「コンプライアンスの徹底、経営層による意思決定、内部規定の整備・運用、リスクマネジメント等を含めた内部統制環境を整備・運用」等の記載がある。これらはいずれも適正な業務運営や安全管理の前提として当然に確立されていなければならない内容であるが、これらを実現するため、中長期目標期間中のいつまでに、何を行うのかが示されていない。

したがって、目標策定指針に基づき、安全性の確立と内部統制の強化のため、いつまでに、どのような取組を行い、改善を進めるのか、具体的かつ定量的な目標を定める必要がある。また、仮に主務大臣において定量的な目標を定めることが困難である場合には、法人の各現場において改善の実効が上がるよう、例えば、中長期目標期間を適切な期間に区分し、各期間ごとの安全管理等に関する仕組みの導入、運用、検証・見直しなどの取組内容等を事業のまとまりごとに具体的に目標として定める必要がある。

- 目標策定指針では、研究開発の事務及び事業に係る目標は、①「どのような目的及び必要性の下、何に基づいて、どのような時期を意識して設定されたものであるか」について、分かりやすく記載することとされるとともに、研究開発の特性（長期性、不確実性等）に鑑み、中長期目標期間を超えた時間軸が視野に入る場合には、当該中長期目標期間において法人が何を指して業務を遂行するかについて明らかにしておくこととされている。また、②「できる限りアウトカムと関連させた目標とする」こととし、アウトカムと関連させた目標については、「具体的な達成水準を定める目標」とするなど、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を具体的かつ明確に定める」こととされている。

しかし、本法人の中長期目標案においては、以下の例示のとおり、上記の目標策定指針に示された事項が具体的に定められていない。

ア 「東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発」に関しては、「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に必要の研究開発に取り組む」と記載されているものの、いつ、どのような研究開発成果を得ることとするかについて

具体的な記述がない（同様に、「原子力の基礎基盤研究と人材育成」、「高速炉の研究開発」、「核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等」及び「核融合研究開発」についても、具体的な記述がない。）。

イ 「高速炉の研究開発」に関しては、「もんじゅ」の研究開発や高速炉の実証技術の開発に向けた研究開発の推進により、「諸課題の解決及び将来のエネルギー政策の多様化に貢献する」など、アウトカムと関連させた目標として記載はされているが、どの程度の水準を達成するかなど、研究開発の最大化に向けた具体的かつ明確な記述となっていない（同様に、「東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発」、「原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究」、「原子力の安全性向上のための研究開発等及び核不拡散・核セキュリティに資する活動」、「原子力の基礎基盤研究と人材育成」、「核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等」、「核融合研究開発」及び「産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動」についても、具体的かつ明確な記述がない。）。

したがって、目標策定指針に基づき、本法人が実施するそれぞれの研究開発について、いつ、どのような研究開発成果を得ようとするものなのか、また、そのために、中長期目標期間においてどのような達成水準を目指すのかについて明記する必要がある。また、研究開発の特性等により、それらの成果や達成水準を目標として定めることが困難な場合には、例えば、中長期目標期間を適切な期間に区分し、各期間ごとに何を実施し、どの程度まで進めるのかについて具体的に明記する必要がある。

○ 目標策定指針では、研究開発の事務及び事業に係る目標について、社会情勢等に応じて重要度、優先度及び難易度を付けることができることとされている。

本法人においては、限られた経営資源の中でこれまで多岐にわたる研究開発を実施してきたが、研究施設等において事故等が多発し、それに伴い研究開発が実施できず成果の時期が見通せないものもあるなどの状況にある。組織の内部統制の仕組みや研究開発に関するマネジメントを強化し、安全を確保しつつ効率的に研究成果を最大化することが喫緊の課題となっている。

そのような状況の下、本法人の中長期目標案では、法人全体を総括する章において「業務の重点化を進める」旨が記述されているものの、具体的にどの研究開発業務に重点化して実施していくのかが明確にされていない。

したがって、目標策定指針を踏まえ、実施する個々の研究開発について、重要度、優先度及び難易度を付した目標を定めることにより、重点化する対象業務を明らかにし、かつ、当該目標について重要度、優先度及び難易度が高いとした理由を明確に記載する必要がある。

- 目標策定指針では、業務運営の効率化に関する目標について、「業務の改善に向けた取組について具体的かつ明確に定めるとともに、当該取組の結果削減等がなされる経費等（一般管理費や事業費等）についても、目標を定める」こととされている。

しかし、本法人の中長期目標案においては、一般管理費及びその他の事業費について、「不断の見直しを行うとともに、効率化を継続して進める」等と記述されているものの、業務運営の効率化についての具体的な取組内容や、取組の結果削減等がなされる経費等の具体的な数値目標（電子化による効果も含む。）については記載がない。

したがって、目標策定指針を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」とを両立させるべく行う取組内容及びそれによる経費等の削減等の目標について、具体的かつ定量的に定める必要がある。

政 委 第 6 号
平成 27 年 2 月 25 日

厚 生 労 働 大 臣
塩 崎 恭 久 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

厚生労働大臣が所管する独立行政法人に係る平成 27 年度から始まる
中（長）期目標案について（意見）

当委員会は、平成 27 年 1 月 30 日及び 2 月 16 日付けをもって意見の求めのあ
った標記について、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律
第 66 号。以下「改正法」という。）による改正後の独立行政法人通則法（平成
11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項及び第 35 条の 4 第 3 項並びに改正法附則第
2 条第 1 項に基づき、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

厚生労働大臣所管独立行政法人の平成 27 年度から始まる 中（長）期目標案についての意見

厚生労働大臣所管の独立行政法人 8 法人（医薬基盤・健康・栄養研究所、年金積立金管理運用独立行政法人、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター）に係る平成 27 年度から始まる中（長）期目標案について、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）による改正後の独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「改正後通則法」という。）第 29 条第 3 項及び第 35 条の 4 第 3 項並びに改正法附則第 2 条第 1 項に基づく当委員会の意見は、以下のとおりである。

【各法人共通】

（目標の重要度、優先度及び難易度について）

- 「独立行政法人の目標策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標策定指針」という。）では、達成が難しいような「チャレンジングな目標」を定めることを容易とし、また、法人の長のマネジメント向上につなげる等のため、重要度、優先度及び難易度が異なる目標については、重要度、優先度及び難易度が高い旨及びその理由を明確に記載することとされている。

また、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価指針」という。）では、目標で難易度が高いと設定された項目に限り項目別評価において評価を一段階引き上げることにについて考慮する旨及び目標であらかじめ重要度が高いとされた項目について総合評価において考慮する旨が規定されており、目標策定時に設定する重要度、優先度及び難易度を利用してメリハリのある評価を可能とする仕組みを設けている。

今回、ごく一部の法人については目標項目に重要度、優先度及び難易度が設定されているが、その他の法人についてはこれらの設定がない。

したがって、主務大臣は、目標策定指針及び評価指針の趣旨を踏まえ、法人や業務の特性に応じ適切に、目標項目に重要度、優先度及び難易度を付す必要がある。

（研究開発の事務及び事業に係る評価軸及び評価軸と関連する指標等について）

- 目標策定指針では、研究開発の事務及び事業に係る目標について、「目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する」、「法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する」とされている。

また、評価指針では、中（長）期目標の策定時に設定した「評価軸を基本として評価を行う」とされ、評価書には「評価軸、用いた評価指標、モニタリング指標」を記載するものとされている。

評価軸及び評価軸と関連する指標等は、研究開発の事務及び事業の評価に当たり目標と実質的に一体的な要素であり、評価に際して基本となるものである。

しかし、今回、評価軸及び評価軸と関連する指標等（定量的指標に係る達成水準や基準値（過去の実績値等）を含む。）が明記されている法人はごく一部にとどまっている。その他の法人については、評価軸及び指標等の記載はあるものの定量的指標の達成水準等までは書かれていないもの、中（長）期目標と別に評価軸及び指標等を定めるとするのみで目標と評価軸及び指標等との関係を明らかにしておらず、かつ、定量的指標の達成水準等も設定していないものがあり、これらについては、評価の際に、評価指針に基づき評価軸を基本とした適切な評価を行うことができないおそれがある。

以上を踏まえ、①目標策定指針に基づき評価軸及び指標等を適切に設定するとともに、②設定した評価軸及び指標等については原則として中（長）期目標に書き込むこととし、③評価軸及び指標等を別に定める場合には、それらの評価軸及び指標等と目標との関連を中（長）期目標中で明記しておく必要がある。また、④定量的指標の設定に当たっては、当該指標の達成水準等の具体的な数値を明記することが必要である。

（内部統制について）

- 独立行政法人における内部統制とは、「中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」である（「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について）（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知。以下「内部統制に関する行政管理局長通知」という。）。

内部統制については、改正後通則法第 28 条第 2 項により業務方法書に明記することとされており、業務方法書に記載すべき内部統制に関する具体的な事項は、内部統制に関する行政管理局長通知により示されている。

改正後通則法に基づく新制度においては、中（長）期目標の達成に向けた法人の長の下での自律的な法人運営の P D C A サイクルは、運営費交付金の収益化基準としての業務達成基準、一定の事業等のまとまりごとにセグメント区分された財務情報、これらに対応する内部統制システムの整備の三者があいまって初めて機能するものとなる。そのためには、単に業務方法書に内部統制の事項を記述するだけでなく、中（長）期目標で設定される一定の事業等のまとまりごとに、法人の長が内部統制の実態を継続的に把握し、業務方法書に記載された事項が適切に運用されているか検証・確認し改善することで、内部統制を継続的かつ有効に機能させていくことが必要である。また、主務大臣による目標管理・評価の仕組みを徹底するという

今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえれば、主務大臣が法人の内部統制の確立について適切に目標を定め、法人における当該目標の達成状況について適正かつ厳正に評価することが必要である。

今回、いずれの法人についても内部統制に係る目標の記載はあるが、上記を踏まえ、以下について目標として明記する必要がある。

- ① 各法人における内部統制システムの整備に当たっては、内部統制に関する行政管理局長通知に基づき法人の業務方法書に記載された事項の実施に必要な具体的内容を法人の内部規程等において具体化すること。
- ② 法人の内部統制に責任を有する法人の長が内部統制の実態を継続的に把握し、内部統制が機能していないと認められる場合は、法人においてその原因等を分析し評価した上で必要な見直しを行うこと。

さらに、主務大臣としては、法人の実態を踏まえ、内部統制の充実・強化を図るためのより具体的かつ定量的な目標を中（長）期目標において定める必要がある。その際、特に過去に内部統制の不備等を理由とした不祥事案件が発生している法人については、今後、同様の不祥事案件の再発を招くことのないよう、過去の不祥事案件の態様、法人や業務の特性等に応じて内部統制システムを有効に機能させることについて具体的な達成目標を策定する必要がある。

なお、仮に法人や業務の特性等により主務大臣において定量的な目標を定めることが困難である場合には、法人が達成すべき具体的な目標を中（長）期目標で定めるとともに、当該目標を達成するための定量的な指標とその水準を法人が中（長）期計画で明らかにすることを目標として明記しておく必要がある。

(運営費交付金及びセグメント情報の開示について)

- 主務大臣の下における中（長）期目標のP D C Aサイクルを十分に機能させるためには、法人の長の下での自律的な法人運営のP D C Aサイクルが機能することが前提となる。そのためには、法人内部において管理会計の発想を踏まえた体制を整備するとともに、財務情報を活用した業績評価の仕組みを導入することが必要である。したがって、以下のとおり、運営費交付金及びセグメント情報の開示について適切な目標を定める必要がある。

- ・ 運営費交付金については、改正後通則法第 46 条第 2 項により、法令の規定及び中期計画等に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならないとされた。これを受け、平成 27 年 1 月 27 日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」が改訂され、運営費交付金の収益化基準として業務達成基準が原則とされたところである。

業務達成基準により収益化を行う場合、収益化単位の業務ごとの予算と実績を管理する体制を構築することが必要となる。こうした管理体制を構築することは、収益化単位の業務ごとの予算と実績の比較分析を通じて、法人の長による法人運

営のPDCAサイクルを可能にし、これにより会計情報を用いたマネジメントの実現に貢献するものである。

さらに、法人において予算と実績の比較分析が適切に行われることにより、生じた利益が経営努力によって生じたものであることの合理的な説明が可能となり、その結果、経営努力が一層促進され、自主的、自律的な運営につながることを期待される。

なお、以上の考え方は、法人分類によって異なるものではない。

今回、一部の法人について運営費交付金債務残高についての目標が定められているが、上記の制度改革の趣旨を踏まえた目標が策定されている法人はない。

このため、主務大臣は、運営費交付金の収益化基準として業務達成基準が原則とされた趣旨を踏まえ、収益化単位ごとの予算と実績を管理する体制を構築することを目標として明記する必要がある。

- ・ 上記の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂により、目標策定及び評価における財務情報の有用性を担保する観点から、目標策定指針における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示することとされた。セグメント情報を含む財務情報の開示状況は、会計監査人や監事により監査されるものであるが、当該監査の結果は、法人の自己評価及び主務大臣の業務実績評価に活用されることとなる。

今回、セグメント情報の開示については、ごく一部の法人について目標が定められるのにとどまっており、ほとんどの法人については全く定めがない。

国民にとって分かりやすい法人運営の実現・透明性の確保を図るためにも、主務大臣による目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、法人において従前よりも詳細な開示をすることが必要である。このため、具体的には、中（長）期目標における一定の事業等のまとまりごとの財務情報のほか、必要に応じて、法人や業務の特性に応じた施設別セグメント情報、研究分野別セグメント情報を開示することについて、目標として明記する必要がある。

（業務運営の効率化について）

- 業務運営の効率化に関する目標について、目標策定指針では、「原則として定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する」、「やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成状況を具体的かつ明確に定める」とされている。

今回、多くの法人について数値目標の定めがあるが、いずれも基準となる実績値や当該数値目標を定めた考え方が記載されていないため、当該数値目標の水準が適切なものであるかどうか不明確であり、評価の際に当該数値目標の達成状況の妥当性を判断することが困難である。

このため、目標策定指針に基づき、数値目標の基準となる実績値等についても具体的かつ明確に記載するとともに、数値目標の水準が安易なものであることが明らかとなった場合は、改めて適切な水準の数値目標を設定する必要がある。

(自己収入の確保等について)

- 財務内容の改善に関する事項について、目標策定指針では、「原則として、定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する」、「やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める」とされている。

今回、一部の法人について自己収入の確保等について目標の記載があるが、これらの法人についても定量的な目標は策定されておらず、基準となる実績値等の記載もない。

このため、目標策定指針に基づき、各法人の自己収入の確保等に関する目標について「定量的な目標」を定めるとともに、その「基準となる実績値等」を明記する必要がある。また、やむを得ず定性的な目標を定める場合には、当該目標に関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準について、具体的かつ明確に定める必要がある。

(保有資産について)

- 保有資産については、「目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」（平成26年9月2日付け総管査第254号総務省行政管理局長通知）の別紙1「目標策定の際に考慮すべき視点」（以下「考慮すべき視点に関する行政管理局長通知」という。）において、保有資産の「保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適正性、有効利用の観点から十分に検討した上で目標を策定する」とされている。

このため、保有資産について目標を定める法人については、考慮すべき視点に関する行政管理局長通知を踏まえ、中（長）期目標期間における法人の基本的な方針として、保有資産の有効活用の推進及び不断の見直しを行うこと、保有する必要性がなくなったものについての処分等について明記する必要がある。

上記のほか、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【医薬基盤・健康・栄養研究所】

- 目標策定指針では、研究開発の事務及び事業に係る目標について、長期性、不確実性といった研究開発の特性に鑑み、「中長期目標期間を超えた時間軸を視野に入れることについても適切に配慮する。ただし、当該中長期目標期間において法人が何を目指して業務を遂行するかについては明らかにしておく必要がある」とされて

いる。

しかし、本法人の中長期目標案では、研究開発の事務及び事業に係る目標として、例えば「難病治療等に関する基盤的研究及び創薬等支援」に関しては、冒頭で「世界最高水準の医療の提供に寄与する革新的な医薬品等の開発に資するよう事業を実施するという観点から、難病対策、新興・再興感染症対策、迅速な新薬等の開発、抗体・核酸医薬等の開発の推進等の国の政策課題の解決と国の経済成長に寄与することを目標に、以下の研究及び創薬等支援に取り組むこと」とした上で、「難病等に対する研究は、公的研究機関で担うべき研究の一つであることから、難病等について、分子病態の解明、治療法や医薬品等の研究開発及び関連する基盤的技術の研究開発を行うとともに、それらの成果等も活用して医薬品等の開発を支援すること」と記載されるにとどまっており、達成時期及び達成水準について具体性に乏しいものとなっている。

したがって、研究開発の事務及び事業に係る目標については、目標策定指針を踏まえ、「研究開発成果の最大化」に向けて、適切に、達成時期及び達成水準を具体的かつ明確に記載する必要がある。

- 目標策定指針では、達成が難しいような「チャレンジングな目標」を定めることを容易とし、また、法人の長のマネジメント向上につなげる等のため、重要度、優先度及び難易度が異なる目標については、重要度、優先度及び難易度が高い旨及びその理由を明確に記載することとされている。

また、評価指針では、目標で難易度が高いと設定された項目に限り項目別評価において評価を一段階引き上げることについて考慮する旨及び目標であらかじめ重要度が高いとされた項目について総合評価において考慮する旨が規定されており、目標策定時に設定する重要度、優先度及び難易度を利用してメリハリのある評価を可能とする仕組みを設けている。

しかしながら、本法人の目標案では、目標項目に重要度、優先度及び難易度が設定されていない。

本法人は、医薬基盤研究所の医薬品等に関する専門性と国立健康・栄養研究所の健康・運動・栄養に関する専門性の融合により、社会保障費用増大の大きな原因となっている生活習慣病対策への応用、食品と医薬品の相互作用による副作用等の研究などの相乗効果が期待されており、これら2法人の統合により新たな研究開発の実施が求められる。

各法人共通の意見として前述したところではあるが、以上に鑑み、主務大臣においては、目標策定指針及び評価指針の趣旨を踏まえ、当該統合効果を発揮する研究開発について、適切に、重要度、優先度及び難易度を設定した目標を策定する必要がある。

- 目標策定指針では、業務運営の効率化に関する事項について、「法人の業務量の

増減も踏まえ、組織体制の見直しや事務所等の統合、調達方法の見直し、人件費管理の適正化など、業務の改善に向けた取組について具体的かつ明確に定めるとともに、当該取組の結果削減等がなされる経費等(一般管理費や事業経費)についても、目標を定める」こととされている。

本法人は、統合後も引き続き、大阪府に本部を置き、東京都に従たる事務所を置くこととしている。

しかしながら、本法人の目標案では、業務運営の効率化に関する事項について、「統合による新たな研究課題への取組のための措置」として、①研究部門の再編を組織横断的に実施する、②研究員等を柔軟に配置できる仕組みを構築する、③管理部門について、内部統制の強化及び知的財産管理等の研究サポート業務の充実を図りつつ、合理化することなどと記載されているものの、具体的な実施時期や水準が明記されていない。また、管理部門の合理化については、統合による組織体制の見直しに伴う経費や人員の削減目標が記載されていない。

このため、統合による相乗効果を速やかに発揮できるよう、主務大臣においては、目標策定指針を踏まえ、適切に、実施時期や水準、管理部門における削減目標を明記した目標を策定する必要がある。

- 目標策定指針では、その他業務運営に関する重要事項について、法人の特性に応じ、「具体的かつ明確に目標を策定する」こととされている。

本法人は、統合により、大阪府に本部を置き、東京都に従たる事務所を置くことになるが、その他業務運営に関する重要事項のうち、内部統制システムの整備及び運用については、法人の長による組織全体のマネジメント強化の観点から、速やかな実施が求められる。しかしながら、この点に関し、目標案では「統合後も引き続き研究施設が各地に置かれることから、各研究施設に置かれる内部統制責任者と本部の内部統制担当責任者及び内部統制担当部門の定期的な意見交換の実施など、組織全体としての内部統制の充実を図る」との記載にとどまっており、実施内容・時期が具体的に明記されていない。

このため、統合後の内部統制システムの構築及び運用が確実にかつ速やかに実施されるよう、主務大臣においては、目標策定指針を踏まえ、適切に、実施内容・時期を明記した目標を策定する必要がある。

【年金積立金管理運用独立行政法人】

- 目標策定指針では、目標にはそれぞれ重要度、優先度及び難易度が異なるものもあることから、重要度、優先度及び難易度が高い旨並びに当該目標について重要度、優先度及び難易度が高いとした理由を明確に記載するとされている。

本法人においては、例えば、長期的な経済・運用環境の変化に即した対応を図るため、高度で専門的な人材を確保し、報酬水準の見直しを実施するに当たり、当該人材の運用に関する業績を定期的に評価するシステムの構築・導入、当該人材を受

け入れるための体制の整備が優先的に行われる必要があるところ、中期目標案では、これらについて記載した目標に優先度が付されていないなど、目標全体として、重要度、優先度及び難易度が設定されていない。

したがって、主務大臣は、目標策定指針を踏まえ、重要度、優先度及び難易度を付した目標を策定し、かつ、当該目標について重要度、優先度及び難易度が高いとした理由を明確に記載する必要がある。

【国立がん研究センター】

- 目標策定指針では、研究開発の事務及び事業に係る目標について、「どのような目的及び必要性の下、何に基づいて、どのような時期を意識して設定されたものであるか」について、分かりやすく記載することとされている。

しかし、本法人の中長期目標案では、研究開発事業に係る目標として、例えば「戦略的な研究・開発」に関して、「がんの本態解明に関する研究、がんの予防法や早期発見手法に関する研究、アンメットメディカルニーズに応える新規薬剤開発に関する研究、患者に優しい新規医療技術開発に関する研究、新たな標準治療を創るための研究、充実したサバイバーシップを実現する社会の構築を目指した研究、がん対策の効果的な推進と評価に関する研究に取り組む」と記載されるにとどまり、具体性に乏しいものとなっている。

したがって、研究開発事業に係る目標について、目標策定指針を踏まえ、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を具体的かつ明確に記載する必要がある。

- 本法人の目標案では、研究開発事業について、「医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に 12 件以上あげること」、「第 2 期中長期目標期間中に、First in human 試験実施件数 15 件以上実施すること」及び「センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数 6 件以上実施すること」等を数値目標としている。

しかし、本法人の第 1 期中長期目標期間におけるこれまでの実績（平成 22 年度から 25 年度までの合計）は、医療推進に大きく貢献する研究成果が 24 件、First in human 試験実施件数が 27 件、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数が 8 件であり、実績に照らして、目標案は目標達成が安易な水準となっていると考えられる。目標策定指針を踏まえ、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標設定とするため、これらについて適切な数値目標を設定する必要がある。

- 目標策定指針では、国民に対して提供するサービスその他の業務の目標について、業務の進捗状況を把握し的確な指示を行う必要性、適正かつ厳正な評価に資する観点等から、できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載することとされている。

しかし、本法人の目標案では、「医療の提供に関する事項」の定量的な目標は一

部にとどまっているほか、「人材育成に関する事項」及び「医療政策の推進等に関する事項」については定量的な目標が設定されていない。

したがって、「医療の提供に関する事項」、「人材育成に関する事項」及び「医療政策の推進等に関する事項」について、目標策定指針を踏まえ、「何について、どのような水準」を求めるのか、具体的、客観的、的確かつ明確に中長期目標に記載するとともに、できる限り定量的な目標を定め、基準となる実績値等についても記載する必要がある。

- 目標策定指針では、国民に対して提供するサービスその他の業務の目標について、実現可能性を過度に考慮した安易なものとしてはならず、目標水準を定めるに至った考え方についても具体的かつ明確に記載することとされている。

しかし、本法人の目標案では、「医療の提供に関する事項」に定めている数値目標について、当該水準を設定するに至った考え方が記載されていないことから、その考え方について、基準となる実績値等を含め、具体的かつ明確に記載する必要がある。その際、安易な水準であることが明らかとなった場合は、改めて適切な水準の数値目標を設定する必要がある。

【国立循環器病研究センター】

- 目標策定指針では、研究開発の事務及び事業に係る目標について、「どのような目的及び必要性の下、何に基づいて、どのような時期を意識して設定されたものであるか」について、分かりやすく記載することとされている。

しかし、本法人の中長期目標案では、研究開発事業に係る目標として、例えば「戦略的な研究・開発」に関して、「革新的な医療機器・医薬品の開発、循環器領域・生活習慣病領域における新規治療法の研究開発、革新的な治療法の研究開発、国際展開を踏まえた多施設共同研究の実施と施設のネットワーク化、生活習慣病の予防法の研究開発、より健康的なライフスタイルのための生活習慣改善法等の開発に取り組む」と記載されるにとどまり、具体性に乏しいものとなっている。

したがって、研究開発事業に係る目標について、目標策定指針を踏まえ、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を具体的かつ明確に記載する必要がある。

- 本法人の目標案では、研究開発事業について、「医療推進に大きく貢献する研究成果を中長期目標期間中に12件以上あげること」を数値目標としている。

しかし、本法人の第1期中期目標期間におけるこれまでの実績（平成22年度から25年度までの合計）では、医療推進に大きく貢献する研究成果は24件であり、実績に照らして、目標案は目標達成が安易な水準となっていると考えられる。目標策定指針を踏まえ、「研究開発成果の最大化」に向けた適切な目標設定とするため、適切な数値目標を設定する必要がある。

- 目標策定指針では、国民に対して提供するサービスその他の業務の目標について、業務の進捗状況を把握し的確な指示を行う必要性、適正かつ厳正な評価に資する観点等から、できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載することとされている。

しかし、本法人の目標案では、「医療の提供に関する事項」の定量的な目標は一部にとどまっているほか、「人材育成に関する事項」及び「医療政策の推進等に関する事項」については定量的な目標が設定されていない。

したがって、「医療の提供に関する事項」、「人材育成に関する事項」及び「医療政策の推進等に関する事項」について、目標策定指針を踏まえ、「何について、どのような水準」を求めるのか、具体的、客観的、的確かつ明確に中長期目標に記載するとともに、できる限り定量的な目標を定め、基準となる実績値等についても記載する必要がある。

- 目標策定指針では、国民に対して提供するサービスその他の業務の目標について、実現可能性を過度に考慮した安易なものとしてはならず、目標水準を定めるに至った考え方についても具体的かつ明確に記載することとされている。

しかし、本法人の「医療の提供に関する事項」に定めている数値目標については、当該水準を設定するに至った考え方が記載されていないことから、その考え方について、基準となる実績値等を含め、具体的かつ明確に記載する必要がある。その際、安易な水準であることが明らかとなった場合は、改めて適切な水準の数値目標を設定する必要がある。

【国立精神・神経医療研究センター】

- 目標策定指針では、研究開発の事務及び事業に係る目標について、「どのような目的及び必要性の下、何に基づいて、どのような時期を意識して設定されたものであるか」について、分かりやすく記載することとされている。

しかし、本法人の中長期目標案では、研究開発事業に係る目標として、例えば「戦略的な研究・開発」に関して、「精神・神経疾患等の本態解明を目指した研究、精神・神経疾患等の実態把握を目指した研究、精神・神経疾患等の新たな予防・診断・治療法の確立や効果的な新規治療薬の開発及び既存治療薬の適応拡大等を目指した研究、均てん化を目指した研究に取り組む」と記載されるにとどまり、具体性に乏しいものとなっている。

したがって、研究開発事業に係る目標について、目標策定指針を踏まえ、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を具体的かつ明確に記載する必要がある。

- 本法人の目標案では、研究開発事業について、「第2期中長期目標期間中に、First in human 試験を含む臨床研究及び治験（医師主導治験を含む）の総実施件数を平成26年度に比べ5%以上増加させる」ことを数値目標としている。

しかし、First in human 試験実施件数及び医師主導治験実施件数については、中長期目標に個別に数値目標を設定することが可能であると考えられることから、これらについては、中長期目標に個別に数値目標を設定する必要がある^(注1)。

(注1) 国立がん研究センター、国立循環器病研究センター及び国立成育医療研究センターの中長期目標案では、First in human 試験実施件数及び医師主導治験実施件数について個別に数値目標が設定されている。

- 本法人の目標案では、研究開発事業について、「学会等が作成する診療ガイドラインへの採用数について中長期計画に具体的な目標を定めること」とされている。

しかし、「学会等が作成する診療ガイドラインへの採用数」については、中長期目標に数値目標を設定することが可能であると考えられることから、これについては、中長期目標に数値目標を設定する必要がある^(注2)。

(注2) 国立がん研究センター及び国立循環器病研究センターの中長期目標案では、「学会等が作成する診療ガイドラインへの採用数」について数値目標が設定されている。

- 目標策定指針では、国民に対して提供するサービスその他の業務の目標について、業務の進捗状況を把握し的確な指示を行う必要性、適正かつ厳正な評価に資する観点等から、できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載することとされている。

しかし、本法人の中長期目標案では、「医療の提供に関する事項」の定量的な目標は一部にとどまっているほか、「人材育成に関する事項」及び「医療政策の推進等に関する事項」については定量的な目標が設定されていない。

したがって、「医療の提供に関する事項」、「人材育成に関する事項」及び「医療政策の推進等に関する事項」について、目標策定指針を踏まえ、「何について、どのような水準」を求めるのか、具体的、客観的、的確かつ明確に中長期目標に記載するとともに、できる限り定量的な目標を定め、基準となる実績値等についても記載する必要がある。

- 目標策定指針では、国民に対して提供するサービスその他の業務の目標について、実現可能性を過度に考慮した安易なものとしてはならず、目標水準を定めるに至った考え方についても具体的かつ明確に記載することとされている。

しかし、本法人の目標案では、「医療の提供に関する事項」に定めている数値目標について、当該水準を設定するに至った考え方が記載されていないことから、その考え方について、基準となる実績値等を含め、具体的かつ明確に記載する必要がある。その際、安易な水準であることが明らかとなった場合は、改めて適切な水準の数値目標を設定する必要がある。

- 目標策定指針では、累積欠損金の計画的解消等について、「いつまでにどのように改善するのかを具体的かつ明確に定める」こととされている。

本法人は、平成 25 年度決算において約 16 億円の繰越欠損金（平成 22 年度から 25 年度の間年平均経常収益額の 12%に相当）を計上しているが、中長期目標案には「センターにおける繰越欠損金の発生要因等の分析を踏まえ、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成すること」としか記載されていない。

したがって、目標策定指針を踏まえ、繰越欠損金について、いつまでにどのように改善するのかを具体的かつ明確に中長期目標に定める必要がある。その際、例えばバランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、採算性の確保等や中長期目標期間中に削減する繰越欠損金の割合等を具体的かつ明確に定めるとともに、それに合わせ、経常収支比率についても適切な水準の数値目標を設定する必要がある。

【国立国際医療研究センター】

- 目標策定指針では、研究開発の事務及び事業に係る目標について、「どのような目的及び必要性の下、何に基づいて、どのような時期を意識して設定されたものであるか」について、分かりやすく記載することとされている。

しかし、本法人の中長期目標案では、研究開発事業に係る目標として、例えば「戦略的な研究・開発」に関して、「感染症その他の疾患の本態解明、疾患の実態把握、高度先駆的及び標準的予防、診断、治療法の開発の推進、医薬品及び医療機器の開発の推進、医療の均てん化手法の開発の推進、情報発信手法の開発、国際保健医療水準向上の効果的な推進に必要な研究、国際保健のネットワーク構築・強化に必要な研究、国際保健に資する政策科学研究に取り組む」と記載されるにとどまり、具体性に乏しいものとなっている。

したがって、研究開発事業に係る目標について、目標策定指針を踏まえ、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を具体的かつ明確に記載する必要がある。

- 本法人の目標案では、研究開発事業について、「第 2 期中長期目標期間中に、First in human 試験実施件数、医師主導治験実施件数、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数について、合計 3 件以上実施する」ことを数値目標としている。

しかし、First in human 試験実施件数、医師主導治験実施件数及びセンターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数については、中長期目標に個別に数値目標を設定することが可能であると考えられることから、これらについては、中長期目標に個別に数値目標を設定する必要がある^(注1)。

(注1) 国立がん研究センター、国立循環器病研究センター及び国立成育医療研究センターの中長期目標案では、First in human 試験実施件数、医師主導治験実施件数及びセンターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数について、個別に数値目標が設定されている。

- 本法人の目標案では、研究開発事業については、「学会等が作成する診療ガイド

ラインへの採用数について中長期計画に具体的な目標を定めること」とされている。

しかし、「学会等が作成する診療ガイドラインへの採用数」については、中長期目標に数値目標を設定することが可能であると考えられることから、これについては、中長期目標に数値目標を設定する必要がある^(注2)。

(注2) 国立がん研究センター及び国立循環器病研究センターの中長期目標案では、「学会等が作成する診療ガイドラインへの採用数」について数値目標が設定されている。

- 目標策定指針では、国民に対して提供するサービスその他の業務の目標について、業務の進捗状況を把握し的確な指示を行う必要性、適正かつ厳正な評価に資する観点等から、できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載することとされている。

しかし、本法人の目標案では、「医療の提供に関する事項」及び「医療政策の推進等に関する事項」の定量的な目標は一部にとどまっているほか、「人材育成に関する事項」及び「看護に関する教育及び研究」については定量的な目標が設定されていない。

したがって、「医療の提供に関する事項」、「人材育成に関する事項」、「医療政策の推進等に関する事項」及び「看護に関する教育及び研究」について、目標策定指針を踏まえ、「何について、どのような水準」を求めるのか、具体的、客観的、的確かつ明確に中長期目標に記載するとともに、できる限り定量的な目標を定め、基準となる実績値等についても記載する必要がある。

- 目標策定指針では、国民に対して提供するサービスその他の業務の目標について、実現可能性を過度に考慮した安易なものとしてはならず、目標水準を定めるに至った考え方についても具体的かつ明確に記載することとされている。

しかし、本法人の目標案では、「医療の提供に関する事項」及び「医療政策の推進等に関する事項」として設定された数値目標について、当該水準を設定するに至った考え方が記載されていないことから、その考え方について、基準となる実績値等を含め、具体的かつ明確に記載する必要がある。その際、安易な水準であることが明らかとなった場合は、改めて適切な水準の数値目標を設定する必要がある。

- 目標策定指針では、累積欠損金の計画的解消等について、「いつまでにどのように改善するのかを具体的かつ明確に定める」こととされている。

本法人は、平成25年度決算において約39億円の繰越欠損金（平成22年度から25年度の間年平均経常収益額の11%に相当）を計上しているが、中長期目標案には「センターにおける繰越欠損金の発生要因等の分析を踏まえ、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成すること」としか記載されていない。

したがって、目標策定指針を踏まえ、繰越欠損金について、いつまでにどのよう

に改善するのかを具体的かつ明確に中長期目標に定める必要がある。その際、例えばバランスシートの健全性の向上、収支構造の改善、採算性の確保等や中長期目標期間中に削減する繰越欠損金の割合等を具体的かつ明確に定めるとともに、それに合わせ、経常収支比率についても適切な水準の数値目標を設定する必要がある。

- 本法人が実施する「看護に関する教育及び研究」は、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 16 条第 6 号に定められた業務であり、財務諸表において「国立看護大学校事業」としてセグメント情報を開示していることから、目標策定指針にある「一定の事業等のまとめり」として取り扱うことが適当であると考えられる。したがって、「その他業務運営に関する重要事項」に記載するのではなく、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項」に記載する必要がある。

【国立成育医療研究センター】

- 目標策定指針では、研究開発の事務及び事業に係る目標について、「どのような目的及び必要性の下、何に基づいて、どのような時期を意識して設定されたものであるか」について、分かりやすく記載することとされている。

しかし、本法人の中長期目標案では、研究開発事業に係る目標として、例えば「戦略的な研究・開発」に関して、「成育疾患の本態解明、成育疾患の実態把握、高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進、成育疾患研究の実用化体制の構築に取り組む」と記載されるにとどまり、具体性に乏しいものとなっている。

したがって、研究開発事業に係る目標について、目標策定指針を踏まえ、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を具体的かつ明確に記載する必要がある。

- 本法人の目標案では、研究開発事業について、「第 2 期中長期目標期間中に、医師主導治験の実施件数 5 件以上を実施すること」を数値目標としている。

しかし、本法人の第 1 期中期目標期間におけるこれまでの実績（平成 22 年度から 25 年度までの合計）では、医師主導治験実施件数は 10 件であり、実績に照らして、目標案は目標達成が安易な水準となっていると考えられる。目標策定指針を踏まえ、「研究開発成果の最大化」に向けた適切な目標設定とするため、適切な数値目標を設定する必要がある。

- 本法人の目標案では、研究開発事業について、「学会等が作成する診療ガイドラインへの採用数について中長期計画に具体的な目標を定めること」とされている。

しかし、「学会等が作成する診療ガイドラインへの採用数」については、中長期目標に数値目標を設定することが可能であると考えられることから、これについては、中長期目標に数値目標を設定する必要がある^(注)。

(注) 国立がん研究センター及び国立循環器病研究センターの中長期目標案では、「学会等が作成する診療ガイドラインへの採用数」について数値目標が設定されている。

- 目標策定指針では、国民に対して提供するサービスその他の業務の目標について、業務の進捗状況を把握し的確な指示を行う必要性、適正かつ厳正な評価に資する観点等から、できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載することとされている。

しかし、本法人の目標案では、「医療の提供に関する事項」の定量的な目標は一部にとどまっているほか、「人材育成に関する事項」及び「医療政策の推進等に関する事項」については定量的な目標が設定されていない。

したがって、「医療の提供に関する事項」、「人材育成に関する事項」及び「医療政策の推進等に関する事項」について、目標策定指針を踏まえ、「何について、どのような水準」を求めるのか、具体的、客観的、的確かつ明確に中長期目標に記載するとともに、できる限り定量的な目標を定め、基準となる実績値等についても記載する必要がある。

- 目標策定指針では、国民に対して提供するサービスその他の業務の目標について、実現可能性を過度に考慮した安易なものとしてはならず、目標水準を定めるに至った考え方についても具体的かつ明確に記載することとされている。

しかし、本法人の目標案では、「医療の提供に関する事項」に定める数値目標について、当該水準を設定するに至った考え方が記載されていないことから、その考え方について、基準となる実績値等を含め、具体的かつ明確に記載する必要がある。その際、安易な水準であることが明らかとなった場合は、改めて適切な水準の数値目標を設定する必要がある。

【国立長寿医療研究センター】

- 目標策定指針では、研究開発の事務及び事業に係る目標について、「どのような目的及び必要性の下、何に基づいて、どのような時期を意識して設定されたものであるか」について、分かりやすく記載することとされている。

しかし、本法人の中長期目標案では、研究開発事業に係る目標として、例えば「戦略的な研究・開発」に関して、「加齢に伴う疾患の本態解明、加齢に伴う疾患の実態把握、加齢に伴う疾患に対する予防、診断、治療法の開発に取り組む」と記載されるにとどまり、具体性に乏しいものとなっている。

したがって、研究開発事業に係る目標について、目標策定指針を踏まえ、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を具体的かつ明確に記載する必要がある。

- 本法人の目標案では、研究開発事業について、「第2期中長期目標期間中に、First in human 試験実施件数、医師主導治験実施件数、センターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数について、合計5件以上実施する」ことを数値目標としている。

しかし、First in human 試験実施件数、医師主導治験実施件数及びセンターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数については、中長期目標に個別に数値目標を設定することが可能であると考えられることから、これらについては、中長期目標に個別に数値目標を設定する必要がある^(注1)。

(注1) 国立がん研究センター、国立循環器病研究センター及び国立成育医療研究センターの中長期目標案では、First in human 試験実施件数、医師主導治験実施件数及びセンターの研究開発に基づくものを含む先進医療承認件数について、個別に数値目標が設定されている。

- 本法人の目標案では、研究開発事業について、「学会等が作成する診療ガイドラインへの採用数について中長期計画に具体的な目標を定めること」とされている。

しかし、「学会等が作成する診療ガイドラインへの採用数」については、中長期目標に数値目標を設定することが可能であると考えられることから、これについては、中長期目標に数値目標を設定する必要がある^(注2)。

(注2) 国立がん研究センター及び国立循環器病研究センターの中長期目標案では、「学会等が作成する診療ガイドラインへの採用数」について数値目標が設定されている。

- 目標策定指針では、国民に対して提供するサービスその他の業務の目標について、業務の進捗状況を把握し的確な指示を行う必要性、適正かつ厳正な評価に資する観点等から、できる限り定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載することとされている。

しかし、本法人の目標案では、「医療の提供に関する事項」の定量的な目標は一部にとどまっているほか、「人材育成に関する事項」及び「医療政策の推進等に関する事項」については定量的な目標が設定されていない。

したがって、「医療の提供に関する事項」、「人材育成に関する事項」及び「医療政策の推進等に関する事項」について、目標策定指針を踏まえ、「何について、どのような水準」を求めるのか、具体的、客観的、的確かつ明確に中長期目標に記載するとともに、できる限り定量的な目標を定め、基準となる実績値等についても記載する必要がある。

- 目標策定指針では、国民に対して提供するサービスその他の業務の目標について、実現可能性を過度に考慮した安易なものとしてはならず、目標水準を定めるに至った考え方についても具体的かつ明確に記載することとされている。

しかし、本法人の「医療の提供に関する事項」に定める数値目標については、当該水準を設定するに至った考え方が記載されていないことから、その考え方について、基準となる実績値等を含め、具体的かつ明確に記載する必要がある。その際、安易な水準であることが明らかとなった場合は、改めて適切な水準の数値目標を設定する必要がある。

政 委 第 6 号
平成 27 年 2 月 25 日

経 済 産 業 大 臣
宮 沢 洋 一 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

経済産業大臣が所管する独立行政法人に係る平成 27 年度から始まる
中（長）期目標案について（意見）

当委員会は、平成 27 年 2 月 20 日及び 2 月 23 日付けをもって意見の求めのあつた標記について、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）による改正後の独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第 3 項及び第 35 条の 4 第 3 項並びに改正法附則第 2 条第 1 項に基づき、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。

経済産業大臣所管独立行政法人の平成 27 年度から始まる 中（長）期目標案についての意見

経済産業大臣所管の独立行政法人 2 法人（産業技術総合研究所、日本貿易振興機構）に係る平成 27 年度から始まる中（長）期目標案について、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）による改正後の独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「改正後通則法」という。）第 29 条第 3 項及び第 35 条の 4 第 3 項並びに改正法附則第 2 条第 1 項に基づく当委員会の意見は、以下のとおりである。

【各法人共通】

（目標の重要度、優先度及び難易度について）

- 「独立行政法人の目標策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標策定指針」という。）では、達成が難しいような「チャレンジングな目標」を定めることを容易とし、また、法人の長のマネジメント向上につなげる等のため、重要度、優先度及び難易度が異なる目標については、重要度、優先度及び難易度が高い旨及びその理由を明確に記載することとされている。

また、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価指針」という。）では、目標で難易度が高いと設定された項目に限り項目別評価において評価を一段階引き上げることにについて考慮する旨及び目標であらかじめ重要度が高いとされた項目について総合評価において考慮する旨が規定されており、目標策定時に設定する重要度、優先度及び難易度を利用してメリハリのある評価を可能とする仕組みを設けている。

今回、ごく一部の法人については目標項目に重要度、優先度及び難易度が設定されているが、その他の法人についてはこれらの設定がない。

したがって、主務大臣は、目標策定指針及び評価指針の趣旨を踏まえ、法人や業務の特性に応じ適切に、目標項目に重要度、優先度及び難易度を付す必要がある。

（研究開発の事務及び事業に係る評価軸及び評価軸と関連する指標等について）

- 目標策定指針では、研究開発の事務及び事業に係る目標について、「目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示する」、「法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定する」とされている。

また、評価指針では、中（長）期目標の策定時に設定した「評価軸を基本として評価を行う」とされ、評価書には「評価軸、用いた評価指標、モニタリング指標」

を記載するものとされている。

評価軸及び評価軸と関連する指標等は、研究開発の事務及び事業の評価に当たり目標と実質的に一体的な要素であり、評価に際して基本となるものである。

しかし、今回、評価軸及び評価軸と関連する指標等（定量的指標に係る達成水準や基準値（過去の実績値等）を含む。）が明記されている法人はごく一部にとどまっている。その他の法人については、評価軸及び指標等の記載はあるものの定量的指標の達成水準等までは書かれていないもの、中（長）期目標と別に評価軸及び指標等を定めるとするのみで目標と評価軸及び指標等との関係を明らかにしておらず、かつ、定量的指標の達成水準等も設定していないものがあり、これらについては、評価の際に、評価指針に基づき評価軸を基本とした適切な評価を行うことができないおそれがある。

以上を踏まえ、①目標策定指針に基づき評価軸及び指標等を適切に設定するとともに、②設定した評価軸及び指標等については原則として中（長）期目標に書き込むこととし、③評価軸及び指標等を別に定める場合には、それらの評価軸及び指標等と目標との関連を中（長）期目標中で明記しておく必要がある。また、④定量的指標の設定に当たっては、当該指標の達成水準等の具体的な数値を明記することが必要である。

（内部統制について）

- 独立行政法人における内部統制とは、「中期目標等に基づき法令等を遵守しつつ業務を行い、独立行政法人のミッションを有効かつ効率的に果たすため、法人の長が法人の組織内に整備・運用する仕組み」である（「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について）（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知。以下「内部統制に関する行政管理局長通知」という。）。

内部統制については、改正後通則法第 28 条第 2 項により業務方法書に明記することとされており、業務方法書に記載すべき内部統制に関する具体的な事項は、内部統制に関する行政管理局長通知により示されている。

改正後通則法に基づく新制度においては、中（長）期目標の達成に向けた法人の長の下での自律的な法人運営の P D C A サイクルは、運営費交付金の収益化基準としての業務達成基準、一定の事業等のまとまりごとにセグメント区分された財務情報、これらに対応する内部統制システムの整備の三者があいまって初めて機能するものとなる。そのためには、単に業務方法書に内部統制の事項を記述するだけでなく、中（長）期目標で設定される一定の事業等のまとまりごとに、法人の長が内部統制の実態を継続的に把握し、業務方法書に記載された事項が適切に運用されているか検証・確認し改善することで、内部統制を継続的かつ有効に機能させていくことが必要である。また、主務大臣による目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえれば、主務大臣が法人の内部統制の確

立について適切に目標を定め、法人における当該目標の達成状況について適正かつ厳正に評価することが必要である。

今回、いずれの法人についても内部統制に係る目標の記載はあるが、上記を踏まえ、以下について目標として明記する必要がある。

- ① 各法人における内部統制システムの整備に当たっては、内部統制に関する行政管理局長通知に基づき法人の業務方法書に記載された事項の実施に必要な具体的内容を法人の内部規程等において具体化すること。
- ② 法人の内部統制に責任を有する法人の長が内部統制の実態を継続的に把握し、内部統制が機能していないと認められる場合は、法人においてその原因等を分析し評価した上で必要な見直しを行うこと。

さらに、主務大臣としては、法人の実態を踏まえ、内部統制の充実・強化を図るためのより具体的かつ定量的な目標を中（長）期目標において定める必要がある。その際、特に過去に内部統制の不備等を理由とした不祥事案件が発生している法人については、今後、同様の不祥事案件の再発を招くことのないよう、過去の不祥事案件の態様、法人や業務の特性等に応じて内部統制システムを有効に機能させることについて具体的な達成目標を策定する必要がある。

なお、仮に法人や業務の特性等により主務大臣において定量的な目標を定めることが困難である場合には、法人が達成すべき具体的な目標を中（長）期目標で定めるとともに、当該目標を達成するための定量的な指標とその水準を法人が中（長）期計画で明らかにすることを目標として明記しておく必要がある。

(運営費交付金及びセグメント情報の開示について)

- 主務大臣の下における中（長）期目標のPDCAサイクルを十分に機能させるためには、法人の長の下での自律的な法人運営のPDCAサイクルが機能することが前提となる。そのためには、法人内部において管理会計の発想を踏まえた体制を整備するとともに、財務情報を活用した業績評価の仕組みを導入することが必要である。したがって、以下のとおり、運営費交付金及びセグメント情報の開示について適切な目標を定める必要がある。

- ・ 運営費交付金については、改正後通則法第 46 条第 2 項により、法令の規定及び中期計画等に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならないとされた。これを受け、平成 27 年 1 月 27 日に「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」が改訂され、運営費交付金の収益化基準として業務達成基準が原則とされたところである。

業務達成基準により収益化を行う場合、収益化単位の業務ごとの予算と実績を管理する体制を構築することが必要となる。こうした管理体制を構築することは、収益化単位の業務ごとの予算と実績の比較分析を通じて、法人の長による法人運

営のPDCAサイクルを可能にし、これにより会計情報を用いたマネジメントの実現に貢献するものである。

さらに、法人において予算と実績の比較分析が適切に行われることにより、生じた利益が経営努力によって生じたものであることの合理的な説明が可能となり、その結果、経営努力が一層促進され、自主的、自律的な運営につながることを期待される。

なお、以上の考え方は、法人分類によって異なるものではない。

今回、一部の法人について運営費交付金債務残高についての目標が定められているが、上記の制度改革の趣旨を踏まえた目標が策定されている法人はない。

このため、主務大臣は、運営費交付金の収益化基準として業務達成基準が原則とされた趣旨を踏まえ、収益化単位ごとの予算と実績を管理する体制を構築することを目標として明記する必要がある。

- ・ 上記の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」の改訂により、目標策定及び評価における財務情報の有用性を担保する観点から、目標策定指針における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示することとされた。セグメント情報を含む財務情報の開示状況は、会計監査人や監事により監査されるものであるが、当該監査の結果は、法人の自己評価及び主務大臣の業務実績評価に活用されることとなる。

今回、セグメント情報の開示については、ごく一部の法人について目標が定められるのにとどまっており、ほとんどの法人については全く定めがない。

国民にとって分かりやすい法人運営の実現・透明性の確保を図るためにも、主務大臣による目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、法人において従前よりも詳細な開示をすることが必要である。このため、具体的には、中（長）期目標における一定の事業等のまとまりごとの財務情報のほか、必要に応じて、法人や業務の特性に応じた施設別セグメント情報、研究分野別セグメント情報を開示することについて、目標として明記する必要がある。

（業務運営の効率化について）

- 業務運営の効率化に関する目標について、目標策定指針では、「原則として定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する」、「やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成状況を具体的かつ明確に定める」とされている。

今回、多くの法人について数値目標の定めがあるが、いずれも基準となる実績値や当該数値目標を定めた考え方が記載されていないため、当該数値目標の水準が適切なものであるかどうか不明確であり、評価の際に当該数値目標の達成状況の妥当性を判断することが困難である。

このため、目標策定指針に基づき、数値目標の基準となる実績値等についても具体的かつ明確に記載するとともに、数値目標の水準が安易なものであることが明らかとなった場合は、改めて適切な水準の数値目標を設定する必要がある。

(自己収入の確保等について)

- 財務内容の改善に関する事項について、目標策定指針では、「原則として、定量的な目標を策定するとともに、基準となる実績値等についても記載する」、「やむを得ず定性的な目標を定める場合には、関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準を具体的かつ明確に定める」とされている。

今回、一部の法人について自己収入の確保等について目標の記載があるが、これらの法人についても定量的な目標は策定されておらず、基準となる実績値等の記載もない。

このため、目標策定指針に基づき、各法人の自己収入の確保等に関する目標について「定量的な目標」を定めるとともに、その「基準となる実績値等」を明記する必要がある。また、やむを得ず定性的な目標を定める場合には、当該目標に関連した定量的な指標及び当該指標の達成水準について、具体的かつ明確に定める必要がある。

(保有資産について)

- 保有資産については、「目標策定の際に考慮すべき視点並びに目標及び指標の記載例について」（平成26年9月2日付け総管査第254号総務省行政管理局長通知）の別紙1「目標策定の際に考慮すべき視点」（以下「考慮すべき視点に関する行政管理局長通知」という。）において、保有資産の「保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適正性、有効利用の観点から十分に検討した上で目標を策定する」とされている。

このため、保有資産について目標を定める法人については、考慮すべき視点に関する行政管理局長通知を踏まえ、中（長）期目標期間における法人の基本的な方針として、保有資産の有効活用の推進及び不断の見直しを行うこと、保有する必要性がなくなったものについての処分等について明記する必要がある。